

議会運営委員会

令和2年2月25日（火）

午前10時00分開 会

○村田委員長 おはようございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日につきましては、令和2年の第1回尾鷲市議会定例会提出議案についての説明をしていただきたいと思います。その前に市長から御挨拶をいただきます。

○加藤市長 おはようございます。

本日は、令和2年第1回定例会のための議会運営委員会を開催していただきましてまことにありがとうございます。

本定例会に上程いたします議案等につきましては、議案29件、諮問1件であります。

議案29件の内訳といたしましては、議案第1号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを初め、条例の制定、改正、廃止が12件、議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についてを初め、予算関連議案が10件であります。その他といたしましては、議案第23号、第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画についてから、議案第29号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてまでの7件であります。また、諮問といたしましては、諮問第1号、人権擁護委員候補の推薦についてが1件となります。

詳細につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○下村総務課長 それでは、令和2年第1回尾鷲市議会定例会の提出議案について御説明いたします。

議案書の表紙の次のページをごらん願います。このページは、提出議案の目次となっています。

本定例会の提出案件は、議案第1号から、次のページの諮問第1号までの30件としています。

議案の内訳といたしましては、条例の制定、一部改正及び廃止が12件、予算関連が10件、その他が7件で、諮問が1件となっています。

それでは各議案等について御説明いたします。

1 ページの議案第 1 号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてにつきましては、東紀州 5 市町で構成されている東紀州地域振興公社には構成市町から職員を派遣していますが、同公社が本年 4 月から一般社団法人となることに伴い、引き続き職員派遣ができるよう条例を整備するものであります。

次に、5 ページの議案第 2 号、尾鷲市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の制定についてにつきましては、自治体が所有する行政財産は、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政目的の達成を妨げない範囲での使用を認め、使用許可により対応していますが、道路や公園、漁港など、条例として認めがあるものを除き、行政財産の目的外使用時における使用料の取り扱いについては、準用する基準が各所管課において統一されていないため、必要な事項を定めるものであります。

次のページ、議案第 3 号、尾鷲市監査委員条例の一部改正についてにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布により、普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責条項が新設されたことに伴い、地方自治法第 243 条の 2 が第 243 条の 2 の 2 に繰り下げられるため、同条を引用している尾鷲市監査委員条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第 4 号、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてにつきましては、地方公務員法第 31 条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員は、制度導入前の任用形態や任用手続が自治体によりさまざまであったため、サービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行える旨の総務省通知による所要の改正であります。

次に、議案第 5 号、市長の給与等に関する条例の特例を定める条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてにつきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、市長及び教育長の給与について減額措置を講じていますが、その減額期間を規定する元号を改正するものであります。

次に、議案第 6 号、職員の給与に関する条例の一部改正についてにつきましては、独自の人事委員会が存在しない本市にあっては、例年、国の人事院勧告に準拠して給料表及びその他諸手当の改正を行ってきましたが、令和元年人事院勧告につきましては、本市財政の状況を鑑み、昨年同様 1 2 月議会への上程を見送りました。

しかし、近隣自治体との給与格差は、職員のモチベーションの低下や人材確保にも影響が出るおそれもあることから、令和元年人事院勧告を令和 2 年 4 月 1 日適用で準拠し、本条例を改正するものであります。

改正内容といたしましては、民間と格差のある行政職初任給を1,500円、看護職初任給を1,700円引き上げ、30歳代半ばまでの職員が在職する号俸についても、平均で0.1%の改定率とするものであります。また、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を4.50月とするための改正であります。

実施時期といたしましては、人事院勧告の平成31年4月とせず、令和2年4月1日といたします。

給与への影響額は、一般会計と特別会計では、人勤のアップ分が464万9,000円となります。

次に住居手当であります。支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、これにより生ずる原資を用いて、民間の状況を踏まえ、手当額の上限を1,000円引き上げるものであります。

30ページをごらん願います。

議案第7号、尾鷲市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてにつきましては、会計年度任用職員についても、議案第6号同様、人事院勧告を適用するための一部改正であります。

次に、50ページをごらん願います。

議案第8号、尾鷲市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についてにつきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、改定後の地方公務員法第22条の2第1項第2号では、フルタイムの会計年度任用職員については、常勤職員と同様、給料、手当及び旅費が支給対象であることが明確にされたことに伴い、報酬が支給される職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額に係る規定を新たに整備するため、同条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第9号、尾鷲市固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてにつきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行により、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が改正されることに伴い、同法の条項を引用する本市条例について所要の改正を行うものであります。

次のページ、議案第10号、尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてにつきましては、条例に規定する診療科目名の変更で、担当医師の退職によ

り不在となっている呼吸器外科を削除し、日本神経学会において変更となった神経内科を脳神経内科に名称変更するため、同条例の一部を改正するものであります。

次のページ、議案第11号、昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてにつきましては、所期の目的を達成しており、対象となる職員や債務が今後において発生することがないことから同条例を廃止するものであります。

なお、同条例を廃止しても、当時の免除が有効である旨を附則において経過措置として規定するものであります。

次に、議案第12号、尾鷲市公共下水道事業特別会計条例の廃止についてにつきましては、これまで地方債の償還のみ出納される会計となっていましたが、令和元年度をもって地方債が完済されたことに伴い、本特別会計を廃止するものであります。

60ページの議案第13号、令和2年度尾鷲市一般会計予算の議決についてから、64ページの議案第17号、令和2年度尾鷲市水道事業会計予算の議決についてまでの5議案につきましては、当初予算主要事項説明に取りまとめているので、その説明書をもって御説明いたします。

まず、1ページをごらん願います。よろしいですか。

今回提出の予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で予算総額を前年度比4.1%増の98億4,431万円に、特別会計の国民健康保険事業会計では4.2%減の23億2,436万8,000円、後期高齢者医療事業会計で5.7%増の6億4,435万1,000円としております。

次に、企業会計では、病院事業会計が前年度比0.4%減の50億158万7,000円、水道事業会計は1.1%減の8億3,585万7,000円としております。

各会計を合わせた予算総額といたしましては、前年度比1.6%増の186億5,047万3,000円とするものであります。

まず、歳入から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

主なものは、1款市税18億9,496万7,000円、前年度と比較しまして5,089万1,000円の減額となっていますが、これは税率改正による法人市民税の減、家屋課税分の減少に伴う固定資産の減額が主なものであります。

2款地方譲与税については、令和元年度に創設された森林環境譲与税の増額により、前年度比26.8%増の6,338万円を計上しております。

3 款利子割交付金から 5 款株式等譲渡所得割交付金までは、過去の歳入実績等を勘案し計上しております。

6 款法人事業税交付金 1,421 万 2,000 円の皆増は、地域間の税源偏在性の是正を目的とした税制改正により、法人市民税の法人税割の税率が引き下げられ、新たに法人事業税の一部が県から交付されることとなったものであります。

7 款地方消費税交付金 3 億 5,100 万円は、昨年 10 月の消費税率の改定による増額を見込んでの計上としております。

8 款環境性能割交付金 777 万 4,000 円、昨年 10 月より自動車取得税交付金にかわり創設された交付金で、本年度は 1 年分を計上しております。

9 款地方特例交付金 800 万円、令和元年度限り交付された幼児教育保育無償化に係る子ども・子育て支援臨時交付金を減額して計上しております。

10 款地方交付税 37 億 3,200 万円、前年度と比較して 1 億 8,900 万円の増額となっていますが、基準財政需要額において、公債費及び個別算定経費の増額が見込まれることから、普通交付税で 1 億 8,900 万円の増額を見込んでの計上となります。

11 款交通安全対策特別交付金につきましては、過去の歳入実績等を勘案して計上しております。

12 款分担金及び負担金 7,913 万 7,000 円、前年度と比較して 4,189 万 6,000 円の減額ですが、これは、幼児教育保育の無償化による現年度分保育所入所保護者負担金の減額によるものであります。

13 款使用料及び手数料につきましては、過去の歳入実績等を勘案し計上しております。

14 款国庫支出金 9 億 2,158 万 4,000 円、前年度と比較し 6,903 万 2,000 円の増額ですが、これは、児童保護措置費負担金 3,207 万 8,000 円、社会資本整備総合交付金 2,974 万 2,000 円の増額が主なものであります。

15 款県支出金 6 億 856 万 4,000 円、前年度と比較して 4,114 万円の増額ですが、水産物供給基盤機能保全事業補助金 1,005 万円の増額、国勢調査交付金 1,222 万 5,000 円の追加が主なものであります。

16 款財産収入につきましては、過去の歳入実績等を勘案し計上しております。

17 款寄附金 1 億 5,000 万円は、ふるさと応援寄附金の増額を見込んでの予算計上であります。

18 款繰入金 7 億 5,285 万 9,000 円、前年度と比較して 6,938 万 8,0

00円の減額となります。財政調整基金繰入金で3億3,060万6,000円、減債基金繰入金1億3,500万円、ふるさと応援基金繰入金1億1,099万2,000円、都市計画事業基金繰入金1億3,000万円が主なものであります。

20款諸収入1億2,452万4,000円、前年度と比較して1,236万3,000円の減額ですが、これは、折橋墓地移転事業に係る補償金の減少が主なものであります。

21款市債9億6,810万円、前年度と比較して2億2,000万円の増額ですが、本庁舎耐震改修事業債、防災行政無線デジタル化事業債の増加によるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

4ページをごらん願います。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、前年度と比較して3.8%増の46億4,878万2,000円となっております。

人件費では、前年度と比較して1億8,746万円の増額となっておりますが、これは、これまで物件費で計上していた臨時的任用職員の賃金が会計年度任用職員報酬及び給料となったことによる増額であります。扶助費は、保育所運営費、児童手当の見込み額の減少により0.5%の減、また公債費は、過去に借り入れた高利率の地方債に係る元金残高が減少したことなどによる利子償還金の減により0.5%の減額となっております。

次に、物件費15億1,873万9,000円、前年度と比較して1億4,994万円の減額ですが、これは都市マスタープラン見直し業務委託料1,390万円、学校ICT環境機器借上料1,159万6,000円等が増額となるものの、法改正に伴い、7節賃金が廃止されることから、臨時雇い賃金が皆減となるものであります。

補助費等12億5,803万6,000円、前年度と比較して4,272万2,000円の増額ですが、これは、流域防災機能強化対策事業補助金900万円の追加、三重紀北消防組合負担金1,392万7,000円の増額が主なものであります。

積立金1億5,148万7,000円、前年度と比較して3,148万7,000円の増額ですが、これは、みえ森と緑の県民税市町交付金積立金1,487万7,000円の追加、ふるさと応援基金積立金3,000円の増額によるものであります。

繰出金11億3,471万7,000円、前年度と比較して2,232万4,000円の増額で、これは、公共下水道事業特別会計繰出金が皆減となったものの、紀北

広域連合負担金、後期高齢者医療事業特別会計繰出金が増額となったものであります。

次に、投資的経費についてであります。普通建設事業費の総額は10億6,353万6,000円、前年度と比較して2億6,606万1,000円の増額ですが、これは補助事業で、水産基盤ストックマネジメント事業費や農山漁村地域整備交付金事業費の増額により1億8,034万2,000円、単独事業費で、本庁舎耐震改修事業及び防災行政無線デジタル化整備に係る工事請負費の増額などにより8億4,496万円を計上しております。

5ページから18ページには各款別の主要事項を記載させていただいており、新規事業につきましては新規と記載しておりますので、御参照願います。

19ページをごらん願います。

債務負担行為について御説明いたします。

第7次尾鷲市総合計画策定支援業務委託を初め2件の債務負担行為は、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間限度額は記載のとおりであります。

続きまして、特別会計について御説明いたします。

20ページをごらん願います。

国民健康保険事業特別会計につきましては、令和2年度予算の総額を23億2,436万8,000円とするもので、保険給付費等の減少見込み、前年度と比較して1億219万円の減額となります。

21ページ、後期高齢者医療事業特別会計につきましては、令和2年度予算の総額を6億4,435万1,000円とするもので、広域連合負担金の増額等により、前年度と比較して3,495万9,000円の増額となります。

続きまして、22ページの企業会計について御説明いたします。

病院事業会計ですが、収益的収入及び支出につきましては、収入で45億459万1,000円、支出で42億8,985万7,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で3億5,323万2,000円、支出で4億9,699万6,000円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,376万4,000円は、一時借入金で措置するものとしております。

次に、債務負担行為につきましては、電子カルテシステム更新事業を初め3件で、来年度以降における事業の円滑な執行のため債務負担行為を設定するもので、期間

限度額は記載のとおりであります。

次に、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出につきましては、収入は5億1,292万6,000円、支出は5億1,498万7,000円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入を7,295万9,000円、支出は3億2,087万円計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億4,791万1,000円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補填するものであります。

続きまして、議案第18号、令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第8号）の議決から、議案第22号、令和元年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決についてまでの補正予算について御説明いたします。

それでは、令和元年度一般会計補正予算（第8号）主要事項説明をごらん願います。

今回の補正予算計上額は、1ページの予算集計表に記載のとおり、一般会計で3,432万5,000円を減額し、国民健康保険事業会計では846万5,000円、後期高齢者医療事業会計で1,953万1,000円をそれぞれ増額し、一般会計と特別会計を合わせた歳入歳出の予算総額を134億2,124万3,000円とするものであります。

また、病院事業会計では、歳入を843万1,000円、歳出で959万4,000円減額補正し、歳入予算現額を46億4,429万1,000円に、歳出予算現額47億6,420万9,000円とするものであります。

次に、水道事業会計では、歳入を250万5,000円、歳出で1,179万5,000円減額補正し、歳入予算現額を5億8,877万9,000円に、歳出予算現額を8億2,110万2,000円とするものであります。

まず、一般会計から御説明いたします。

2ページをごらん願います。

歳入の主なものについて御説明いたします。

1款市税2,991万5,000円の増額補正は、市民税及び固定資産税において当初見込みを調定額が上回ったものであります。

9款地方特例交付金3,119万円の減額補正は、幼児教育無償化に係る国、県支出金配分割合の確定に伴う子ども・子育て支援臨時交付金の修正であります。

12款分担金及び負担金255万1,000円の増額補正は、保育所入所保護者負担金の増であります。

14款国庫支出金552万7,000円の増額補正は、幼児教育無償化に係る児童保護措置費負担金配分割合の確定により2,200万7,000円の増額、販売見込み件数の減によるプレミアムつき商品券事業補助金1,493万5,000円の減額が主なものであります。

15款県支出金2,530万5,000円の減額補正は、地籍調査費補助金等の事業費の確定、参議院議員選挙執行委託金の精算等によるものであります。

18款繰入金1,568万2,000円の増額補正は、三重県後期高齢者医療広域連合の過年度精算金を一般会計に繰り入れるものであります。

20款諸収入5,840万2,000円の減額補正は、プレミアムつき商品券販売収入の減額が主なものであります。

21款市債2,620万円の増額補正は、事業費の確定により減額があるものの、予防接種事業に過疎対策事業債の追加が認められたことなどによるものであります。

次に、歳出であります。

3ページをごらん願います。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで御説明いたします。

歳出の減額は事業の確定や精査による減額で、増額補正の主なものについて御説明いたします。

各款共通の人件費の特別職では、副市長の退職に伴う給与費の相殺で169万5,000円の増額、消防団員の公務災害補償費が187万9,000円の増額であります。

一般職につきましては、年度途中の退職と休職となっている職員の復職がおくれたことによる減額であります。また、職員手当の減額は、時差出勤等により各課の1月から3月分の時間外勤務手当の見込みが下回ったものであります。また、選挙の完了に伴う選挙費における時間外の減額も当然含まれております。

次に、総務費の財産管理費では、今回の事業費の確定等に伴う減額に基金運用収入を加えた1億2,939万3,000円を財政調整基金に、当初予算において、都市計画事業基金を充当しておりました事業費が確定したことにより、積み戻し分に基金運用収入を加えた691万6,000円を都市計画事業基金に積み立てるものであります。

5ページになりますが、農林水産業費の管理費では、市有林作業員の会計年度任用職員への任用がえに伴う特別賃金として792万円の増額が主なものであります。

6 ページをごらん願います。

土木費の道路維持費では、社会資本整備総合交付事業における翌年度事業の前倒しにより工事請負費 1,545 万 7,000 円の増額、砂防費では、急傾斜地崩壊対策事業における事業量の増加による急傾斜地崩壊対策地元負担金 840 万円の増額であります。

続きまして、7 ページの繰越明許費について御説明いたします。

7 款土木費、2 項道路橋梁費、梶賀第 1 トンネル長寿命化修繕事業及び 3 款河川費、急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、年度内での事業実施が困難であるため、繰り越し事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について御説明いたします。

複合機使用料から運動場施設管理業務委託までの 5 件につきましては、入札執行による事業費確定に伴う限度額の変更であります。

続きまして、8 ページの特別会計について御説明いたします。

国民健康保険事業特別会計では、歳入歳出それぞれ 846 万 5,000 円増額補正し、歳入歳出予算総額を 24 億 7,792 万 2,000 円とするものであります。

歳入では、12 月までの実績等の精査により国民健康保険税 260 万 3,000 円の増額、受診勧奨等、対象事業の増加による特別調整交付金の追加などにより、県支出金が 856 万 3,000 円の増額、繰入金は、出産育児一時金等繰入金の減額見込み、271 万 8,000 円の減額となります。

歳出では、出産育児一時金の見込みの減による保険給付費 378 万円の減額、事業費確定による保険事業費 143 万 1,000 円の減額、財政調整基金 1,417 万 4,000 円の増額が主なものであります。

9 ページの後期高齢者医療事業特別会計では、歳入歳出それぞれ 1,953 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算総額を 6 億 3,629 万 4,000 円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療保険料 867 万円の増額、後期高齢者医療の事業運営及び保険基盤安定負担金等の見込み額確定に伴い、繰入金 482 万 1,000 円の減額、諸収入 1,568 万 2,000 円の増額は、療養給付費市町負担金前年度精算金であります。

歳出では、広域連合負担金が 384 万 9,000 円の増額、額の確定に伴う一般会計繰出金の増による諸支出金 1,568 万 2,000 円の増額であります。

次に、10 ページの企業会計をごらん願います。

病院事業会計の補正予算ですが、収益的収入及び支出における収入では、医業収益1,173万円の減額は、実績に基づく健診収入418万円、その他医業収益754万2,000円を減額するものであります。

支出では、医業費用1,357万7,000円の減額で、支払い実績に基づき給与費で750万2,000円、医療機器賃借料や使用実績に伴う経費で499万4,000円、研究研修費108万1,000円を減額するものであります。

また、医業外費用242万7,000円の増額は、学資貸与金免除分239万9,000円、控除対象外消費税32万8,000円の増額が主なものであります。

資本的収入及び支出における収入では、医療機器整備事業債等企業債が150万円の増額となり、投資返還金179万9,000円の増額は、学資貸与金返還によるものであります。

支出においては、建設改良費が155万6,000円の増額で、これは医療機械購入費393万8,000円の増額となるものの、火災報知設備更新工事費が入札に伴い238万2,000円の減額となりました。

次に、水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益が給水収益の増により10万5,000円増額、営業外収益は受取利息の増額が主なものであります。

次に、支出ですが、営業費用が事業完了に伴う額の確定による委託料の減額などにより549万1,000円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額があるものの、消費税納付額の増額により97万円の増額となります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金及び一般会計負担金が増額となりますが、建設改良費の減額に伴い、企業債が330万円の減額となります。

支出では、固定資産購入費及び上水道に係る工事請負費などの建設改良費の減額により、727万4,000円を減額するものであります。

債務負担行為1件につきましては、入札執行による事業費確定に伴う限度額の変更であります。

議案書に戻っていただき、70ページをごらん願います。

議案第23号、第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画についてにつきましては、平成27年に策定した尾鷲市子ども・子育て支援事業計画は計画期間の終了を迎え、児童福祉法の改正による児童虐待防止対策の強化、加えて、母子保健法の改正による子育て世代包括支援センターの設置義務など、市町村に求められる子育て支援策が拡大していることから、本市の現状と課題を再度分析、整

理、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とし、第2期尾鷲市子ども・子育て支援事業計画・母子保健計画を策定したいので、尾鷲市議会基本条例第9条第3号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第24号、尾鷲市コミュニティバスの指定管理の指定についてから、73ページの議案第26号、尾鷲市民文化会館の指定管理者の指定についてまでの3議案につきましては、公の施設の管理の指定管理を行うに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

指定管理を指定する3施設は、議案第24号が、施設の名称が尾鷲市コミュニティバス、指定管理者は三重交通株式会社、指定の期間は令和3年3月31日までの1年間であります。

議案第25号は、施設の名称、輪内高齢者サービスセンター、指定管理は社会福祉法人尾鷲市社会福祉協議会、指定の期間は令和5年3月31日までの3年間であります。

次に、議案第26号、施設の名称、尾鷲市民文化会館、指定管理者は公益財団法人尾鷲文化振興会、指定の期間は令和5年3月31日までの3年間であります。

次に、74ページの議案27号、尾鷲市道路線の認定についてにつきましては、法人からの土地の寄附に伴い、市内中川地内の市道路線の認定を行うに当たり、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第28号、尾鷲市道路線の変更についてにつきましては、道路台帳更新業務において、市内北浦地内の市道北浦2号線の一部に空白部分が生じていることが判明され、その空白部分を解消するため、同路線の起点を変更いたしたく、道路法第10条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第29号、尾鷲市公平委員会委員の選任についてにつきましては、本市の公平委員会委員3名のうち、黒久恭氏が本年3月31日に任期満了となることから、黒氏の後任に、大藤恒嗣氏を選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。次のページに経歴等を掲載していますので、御参照願います。

続きまして、80ページの諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてにつきましては、本市の人権擁護委員7名のうち、直江篤氏が、本年6月30日に任期満了となりますが、現委員であります直江篤氏を引き続き委員として再任いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。次のページに経歴等を掲載していますので、御参照願います。

以上で提出議案等の説明とさせていただきます。

○村田委員長　　ただいま29議案と諮問第1号について、総務課より説明がありました。

この説明について、何か御質疑がありましたら御発言願いたいと思いますが。

○南委員　　1点だけ、病院会計のことなんですけれども、先般も教育長さんのほうから、病院群輪番制ということで幾分かの補助アップということで出していただくということを新聞報道等で市長からも聞いたんですけれども、その受け皿としたら一体いつの時期になるの。今の予算を見ても、通常の尾鷲市分と3,332万円しか上がっていないということなので。

当然、教育長の議会の議決を要することなんですけれども、市としてその受け皿の時期というのはどのように考えておるのか、それだけ、1点だけ。

○下村総務課長　　財政課のほうと協議しましたところ、南委員さんが言われましたように、教育長さんの議会の兼ね合いもありますので、本年3月末に臨時会があればそのときか、もしくは6月議会での補正という形になるというふうに聞いております。

○南委員　　わかりました。

○村田委員長　　よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　ないようでありますので、ただいま説明のありました29議案と諮問第1号については、今定例会に議案上程をしていくということでお願いをいたしたいと思います。

次に、発議について事務局より説明を求めたいと思います。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書2番目の発議について説明させていただきます。

発議第1号、尾鷲市議会基本条例の一部改正について(案)につきましては、同条例第9条に定める議決事件のうち、第3号、子ども・子育て支援事業計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画と母子保健計画は本来一体的に策定されるものであり、母子保健計画という表記があったほうが対市民的にもわかりやすいため、子ども・子育て支援事業計画の次に母子保健計画を加える改正でございます。

なお、この発議の取り扱いでございますが、今定例会にこの福祉の計画が議案として上程されておりますので、定例会初日の議事日程の最初に上程していただき、

議決いただくという取り扱いでよろしいか、御協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○村田委員長　　ただいま発議第1号の尾鷲市議会基本条例の一部改正案についての説明がございましたが、これについて特に御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　ないようでありますので、ただいまの事務局の説明のとおり進めていきたいと思っております。

○高芝議会事務局長　　委員長、済みません。

この発議に関しまして、発議上程の提出者及び賛成者について御協議いただきたいと思っております。

○村田委員長　　発議者及び賛成者の人選はどういたしましょうか。

○南委員　　議運で出たらどうですか、議運のメンバーで。

○村田委員長　　議運という声がありましたけれども、それでよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　じゃ、議運のメンバーでということで決めていただきたいと思っております。

次に、議員派遣について事務局より説明を求めたいと思っております。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書3番目の議員派遣について説明させていただきます。

議員派遣一覧表に記載のとおり、令和2年4月16日、岐阜市において第103回東海市議会議長会定期総会が開催される予定であり、議長とともに奥田副議長が出席することから、地方自治法第100条第13項及び会議規則第166条の規定により議決をいただくものでございます。

この議員派遣につきましては、今定例会最終日に議決いただく予定とさせていただいております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村田委員長　　議員派遣についてただいま事務局より説明がございました。

これについて特に御意見はございませんね。

○奥田副議長　　今、議員派遣のお話があったけど、東海市議会ということで4月16、17ということなんですが、私は欠席届を出そうと思っているんですよ。

○村田委員長　　何て。

○奥田副議長 欠席届を。

というのは、やっぱり今危機管理上、議長、副議長が2人ともいなくなるというのが好ましくないかなという気がするので、議長は行っていただいて、私はちょっと欠席届を出させていただこうと思っているんですけども、その場合は、これ、議員派遣の承認は要らないですよ。どうなんですか。ちょっと確認だけ。

○高芝議会事務局長 ただいま副議長から御提案がありました件につきましては、その方向性を議長さん及び議運の委員長さんと決めていただいて、ここの議員派遣の取り扱いをその後決めていただいたらよろしいかと思えます。

○村田委員長 これは、今、奥田副議長から申し出がありましたけれども、おっしゃるとおりで、そのとおりだとは思いますが、この議長会というのは、正副議長、慣例でいつも出席をしておりますので、その辺もやっぱり話し合いをしなければいけないかなと思えますので、この場で決めるのではなくて、後ほど正副議長と正副議運の委員長とでちょっとお話をさせてもらいたいと思えます。

よろしいですか。

○濱中議長 事務的な確認を1点だけさせていただきたいんですけども、議長に事故あるときには、副議長にそのかわりをお願いせんなん場合があります。

危機管理上という副議長の理由は十分、この後お話をさせてもらえばいいかなと思いたんですけども、例えば、とりあえず副議長の派遣というものを決めていただいております、例えば、そのときに議長が行けなくなるような場合に副議長に行ってもらう場合は、この承認は必要になるのかどうか、ちょっと局長、説明を。

○高芝議会事務局長 議長が行けない場合ですか、と言われると。

○濱中議長 例えば本当に急に病気になったりであるとか、そういったときに、副議長が行くときに、この承認をしておく必要があるのかどうかということですね。

○高芝議会事務局長 済みません、ごめんなさい。意味合い、理解いたしました。危機管理上、議長が万が一欠席が必要な場合は出てくる可能性もございますので、この議員派遣の議決をとっていただいております、急遽の場合対応していただくという形のほうが望ましいかと思えます。

以上です。

○村田委員長 とりあえず、この議員派遣ということにつきましては、一応認めておきまして、後ほどお話を決めていただくということによろしいのではないかとと思えますが、それでよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　　そういうふうに取り計らいます。

次に、会期及び議事日程（案）について、また一般質問の発言通告書、それから議案質疑発言通告書、討論発言通告書、この４点、関連がありますので、一括して説明を求めたいと思います。

○高芝議会事務局長　　それでは、事項書４番目の会期及び議事日程（案）について説明させていただきます。

会期は、３月３日火曜日から３月２５日水曜日までの２３日間の予定でございます。

３月３日午前１０時に本会議を開会いたしまして、会議録署名議員の指名、会期決定の後、発議上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、先ほど説明させていただきました発議第１号、尾鷲市議会基本条例の一部改正についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、審議留保、これは、先ほど執行部より説明がございました議案第１号、尾鷲市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから、議案第２８号、尾鷲市道路線の変更についてまでの２８議案についてでございます。

次に、議案上程、提案説明、質疑、討論、採決、これは、議案第２９号、尾鷲市公平委員会委員の選任についての人事案件１件についてでございます。

次に、提案説明、質疑、討論、採決、これは、諮問第１号、人権擁護委員候補者の推薦についての人事案件１件についてでございます。

翌３月４日水曜日から６日金曜日までは議案調査のため休会、７日、８日は土日で休会となります。

９日月曜日午前１０時より本会議開会、審議の内容といたしましては、定例会初日に提案説明され審議留保となっております議案第１号から議案第２８号までの２８議案に対する質疑を行っていただき、委員会付託の後、一般質問に入っていただきます。

１２日木曜日から２３日月曜日まで、土日、祝日を除きまして、それぞれ午前１０時より行政常任委員会を開催していただきます。

２４日火曜日は予備日とし、２５日水曜日午前１０時より本会議を再開していただきまして、付託議案の委員会における審査経過等についての委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会となる予定でございます。

続きまして、事項書５番目の一般質問発言通告書提出期限につきましては、申し合わせによりまして、３月５日木曜日の午前１１時とさせていただきます。

次に、議案質疑発言通告書提出期限につきましては、議案第29号及び諮問第1号は、開会日前日である3月2日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては、3月5日木曜日の午前11時とさせていただきます。

次に、討論発言通告書提出期限につきましては、議案第29号及び諮問第1号は3月2日月曜日の午前11時、その他の議案につきましては3月24日火曜日の午前11時とさせていただきます。

なお、ただいま議案付託表（案）を通知させていただきましたので、御確認いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- 村田委員長 説明は以上のおりでございますけれども、これについて、御質疑、御意見ありましたら御発言願いたいと思いますが、よろしいですか。
- 奥田副議長 日程の件でちょっと確認なんですけれども、ここ数年、中学校と小学校の卒業式のときには、市議会はやっていなかったと思うんですけれども、ことしの場合、6日が中学校かな。19日が小学校ということなんですけど、今の日程表を見ると、6日はいいんですけれども、19日は10時からになっていますが、これでよろしいのかな、皆さん。ちょっと確認だけお願いします。
- 村田委員長 ただいま奥田副議長から、卒業式、入学式等の御案内が来た場合に、この議会日程と重なる場合はどうなのかという御意見がございましたけれども、これについて皆さんどうでしょう。今回は、その日程はとってありませんけれども、御意見がありましたら御発言願いたいと思いますが、いかがでしょうか、これで。どうでしょう、ほかに。
本来、これ、よく、これについては、いろいろ意見の分かれるところなんですけれども、議会が主体じゃないかということで、こういうことになったんだと思うんですけれども、もしよろしければ、今回これでまた奥田副議長からそういう御意見がまたありましたので、次回からまたそういうこともちょっと検討してみるということで御了解いただけますか。
- 奥田副議長 これ、以前にも議論になったことなんですけど、卒業式よりも議会を優先すべきだという意見とか、結構あったと思いますけれども、ただ、ここ数年、もう何年かになりますよね。卒業式のときには議会を開会していなかったということがあるんですけれども、ことしはやるということでよろしいですか。皆さんがよろしいということになれば。
- 村田委員長 皆さん、どうでしょう。

○南委員　　実は、僕も向井小学校から卒業式の依頼文が来て、きょうの議運でどういうふうな形になるかわからないということで、まだ留保してはがきのほうは欠席とも出席とも出してないんですけれども、いかんせん9時半からということやもんで、恐らく出席するのが無理だろうということで、議会優先もやぶさかではないなというような思いであります。

○村田委員長　　当然、この議会が優先というのは大前提なんですけれども、それぞれ出身の学校の入学式とか卒業式がありますので、便宜を図ったというのがこれまでの実情でございますので、この際にこれを改めるというのではなく、今後の一つ検討材料として、今回はこれをお認めいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　じゃ、よろしく願いいたします。

他に御意見はございませんね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村田委員長　　次に……。

（発言する者あり）

○村田委員長　　定例会初日の議場における市民憲章の唱和、これについて議長から説明いただきたいと思えます。

○濱中議長　　定例会初日に会議開催5分前に市民憲章の唱和を今までお願いしてきております。ですので、9時55分までに議場へ入っていただくようにということが1点。

それから、この市民憲章を御唱和いただく際に、御起立されて1人、唱和していただく方を決めておかなければならないんですけれども、議席順にこのところは進んでいるのかなと思うんですけれども。なので、今回は、議席番号が1番はやられて、2番は……。

（「前回2番」と呼ぶ者あり）

○濱中議長　　前回は2番でしたね。3番が副議長になるので、次の4番ということでよろしいでしょうか。

ちょっとそのあたりを委員長のほうで諮っていただければと思いますけれども。

○村田委員長　　副議長、別に関係ないんじゃないですか。

（発言する者あり）

○濱中議長　　済みません、1番は議長時やったので、抜けたということですよ。

なので、1番から行ってもらわなあかんのじゃない。私、1番、やった後でかなと思っただけですけども。

(「もう議席、戻ることはできんでな」と呼ぶ者あり)

○濱中議長　もう進んだほうがよろしいですか。

○村田委員長　3番の副議長にやっていただくということで決めたいと思います。よろしくをお願いします。

ここで執行部は退席していただくんですが、少しお待ちをいただきたいと思えます。

と申しますのは、議長から発言の申し出がありまして、一般質問の通告締め切り日から一般質問の初日までの期間について、これでちょっと発言ありますので、執行部の御意見もちょっとお聞きをしたいと思えますので、もう少しお願いいたします。

○濱中議長　実は、一般質問の通告締め切り日から一般質問の初日までの期間についてというのが、せんだって行われました中南勢議長会のほうで議案として上がりまして、そこで、各市の状況も聞かせてもらった中で、尾鷲市だけが一般質問の通告から初日までの間に土日が含んだ日程をしておったと。ほかのところは土日を含まずということで日程を決めておったということがございました。

この期間をどういうふうこれから扱っていくのか、このままでいいのか。意見の中には、やはり働き方改革の問題があったりとかありまして、土日を含んでいるということで支障はないのかというようなことも議論がされました。

この際ですので、これをどう扱っていくのかをこの先で決めていただくのか、そのあたりを、まず委員長のほうでお取り計らいいただきたいと思えます。

○村田委員長　今回の日程もそうなんです、7、8、土日を挟んでおりますね。これは働き方改革のほうで、土日はもう仕事はしないと、完全に休日と充てるということで他市はやられておるようなんですが、実際、この土日を挟んだ場合に、執行部、もちろん一般質問の用意等もありますので、土日でも聞き取りに来たりすることがあるんですけども、都合はどうでしょう、総務課長、その辺のところは。

○下村総務課長　一般質問書等の聞き取りが早ければ早いほど、こちらの準備というのは当然万難を期してできると思うんですが、どうしてもおくれますと準備に時間がかかる。お昼までという予定が午後になってしまった、夕方になってしまったとなると、夜間というふうな答弁書の策定になるというのは現実でございます。

○村田委員長　ということは、土日は完全休日にしてもらって、そういう日程を

組んでもらったほうがいいということなんですか。

○下村総務課長 国のほうでも前々日の正午までというような取り決めがあるみたいです。ただ、全然形骸化されて、相変わらず夜間、土日の答弁書策定ということが続いておるといことで、その辺についても、国のほうでも何とか働き方改革といことで。

本市の場合は、木曜日の11時といことで、その後、議員さんからの聞き取り云々というのが始まりますので、当然、金曜日、土曜日、日曜日の聞き取りの中で月曜日を迎えるための準備となると、当然土日に出ると。

それで、ある程度の答弁書ができてから市長レクといことになりますので、職員の方は、金曜日、土曜日、市長は日曜日に出てください。質疑等がある場合は、市長にも土曜日にも出てくださいといようなのが現実ですので、やはり1日半余裕があれば答弁書もできるかなといふうに思っております。

○村田委員長 今回は、令和2年の第1回の定例会でございますので、もしそういことで、委員の皆さんがなるほど、そうだといことで御理解をいただけるのであれば、今、会期及び議事日程案については御承認をいただいたところなんですけれども、第1回といことで、2回目からいことにするんだといよりも、むしろ事務局には大変お世話かけますけれども、この日程をつくり直すとい方法もあるんですけれども、皆さんいかがでしょうか。次回からでよろしいですか。

○高村委員 この締め切りを1日前にしたらどうだろうか。

(「水曜日に」と呼ぶ者あり)

○高村委員 5日にするとい方法はどうでしょう。5日を4日にするとい、繰り上げ。

○村田委員長 ただ、執行部、これ1日繰り上げて、どうです。土日、やらなくていけますか。なかなか議員の質問によって複雑なものもありますから難しいとは思いますが、基本は土日を休日とするといような線で、できれば他市とも歩調をそろえたいと思っておりますのでね。その辺のところはいかがですか。

○下村総務課長 土日を完全に休みにさせると、職員の登庁をさせないとい考えからいえば、質疑、一般質問を水、木、金、月、火とあいて、初日の質問の方が月曜日のお昼までには聞き取り等ができておれば、多分できるかなとは思いますがどね。

○濱中議長 この土日を含まずとい日程の決め方、ほかの市の状況も、資料としてはありますね。それも見ていただければと思いがたけれども、これ、土日を

含まずの日程を組むことにどういった課題があるのかなというのをちょっと事務局のほうから言っていたらよろしいじゃないですか。

○高芝議会事務局長　　土日を含まずですね。

今言っていて、中南勢都市議長会におきましても、多くの市におきましては、通告締め切りから一般質問初日までの期間を5日なり7日間とっておるというような市が多かったんですけれども、やはり議会側としても、今まで3日で運用していたものを仮に5日間なり7日間とったとしても、内容、先ほど総務課長がお話ありました議員さんに対する執行部側のアプローチに対して、議員さんも今までどおり早目に対応していただくなどしていただかないと、やはり時間外であったり土日の対応というのは減らないのではないかなと思います。各市においてもそのようなお話はございました。

以上でございます。

○村田委員長　　日程をずらして2日ふやしたとしても、議員の質問の内容が出てこない、なかなかそれに対して対応できないという問題がありますから、この辺につきましては、申し合わせ事項というのはもう当選したすぐでやるものですが、特別にまた皆さんに、もしそういうことであるならば、御認識をいただくということでやらなければいけないかなと思いますけれども。

○三鬼（和）委員　　私、議員になったとき、月曜日スタートがほとんどで、あと伊藤市政のときかな、いろいろ問題、土日に問題が起こったりということで、火曜日からするというのはこの議会運営委員会で決めたことですので、全般に日曜日を挟もうと挟ままいが、執行部がどれぐらいやれるのかということを考えて、もう一遍、そういう問題が出てきたのであれば、締め切りから始まりの日にちをあけるとか、土日を避けたような、今議長が言われたような日程を考え直すかというのを、次のときから、議会運営委員会で、正副議長と正副議運の委員長、事務局で案を何パターンか考えていただいて、議運でもう一遍、執行部の仕事の裁量というかな、どれぐらいの範疇もした上ですれば、そんなに大きな問題でもないように思うんです。

○村田委員長　　大きな問題ではないんですけれども、第1回の定例会ですので、できれば今回からやったほうがいいのか、それとも、次回からやっていいのかということで、皆さんに御判断をいただくと。

○三鬼（和）委員　　そういうことでやったら、議長には冒頭でとか、打ち合わせもしておるはずですので、そのときに定義していただいて、議論を先するほうが、

ここで、一応議会運営委員会としましては、この日程案を認めたということですので、今回はこれでいいんじゃないですか。

○村田委員長　次回からということで、これには大前提として、議員個々、私も含めてなんですが、やっぱり一般質問の内容、もし執行部が聞き取りに来たら、余りじらさんと素直に答えていただくということでやっていただくということを皆さんに御通知を申し上げたいなと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、最後にですが、委員会における議員間討議、これ、前から提案をさせていただきまして、どうなんですかということでしたが、このたび行政常任委員長とちょっとお話をさせていただきまして、今回の委員会から議員の自由討論ということについて、試行的にやらせていただくということになりましたので、御報告を申し上げたいと思います。

○南委員　議員間討論は、当然、以前からの懸案事項で、その討論の内容については、やはり付託された議案についての討論なんですか、それだけ確認で。

○村田委員長　もちろん、もちろんです。

○南委員　その他のほうではなしにね。

○村田委員長　もちろんです。

○南委員　わかりました。それだけ確認したら。

○村田委員長　その他の項で他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村田委員長　ないようでありますので、これで議会運営委員会を閉じます。御苦労さまでした。

(午前 11 時 08 分 閉会)